

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 29 日

各 位

高知県健康政策部医事薬務課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

日ごろは、本県の医療行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙のとおり厚生労働省医政局医療経営支援課より連絡がありました。認定を受けることを希望する医療法人にあつては、平成 29 年 9 月 8 日（金）までに厚生労働省着（同日消印有効）となるよう申請していただく必要がありますので、周知の御協力をよろしくお願いいたします。

担 当

高知県健康政策部

医事薬務課 徳弘

TEL 088-823-9749

FAX 088-823-9137